

審議では、それぞれの地域が必要とする、緊急性・重要性の高い事業の計画的な実施に向け、新たな財政計画や公債費負担適正化計画を踏まえた事業計画となっているかなど、慎重に検討されました。

審議の結果、すべての審議会から「適当と認める」旨の答申が出されました。

■主な新規・変更事業

○超高速情報通信網整備事業【新規】
総事業費 8億2000万円

＝情報通信網整備検討委員会提言に基づく民設民営方式による光ファイバー網整備補助

○防災行政無線施設整備事業【変更】
変更後総事業費

14億8632万7千円

＝防炎情報伝達手段の早期完成およびオフトーク通信終了などを背景に、事業年度前倒しによる変更

■実施計画に対する主な意見

○超高速情報通信網整備事業について、将来的には市内全域が整備区域となるよう周辺地域にも配慮した計画とされたい。

長期総合計画・後期実施計画事業費総括表(施策体系別)

(単位：千円・件)

施 業 体 系	6年間合計	事業数
1.協働の力で 笑顔が輝くまちづくり (自治・協働)	2,928,160	39
2.さとやま資源の活用で 地域が輝くまち (産業・交流)	8,609,474	113
3.自然との共生で 暮らしが輝くまち (環境・基盤・定住)	21,788,155	204
4.心と体の健康づくりで 命が輝くまち (保健・福祉・医療)	11,490,289	61
5.ふるさとを愛する心で 人が輝くまち (教育・文化)	9,911,332	57
6.重点戦略プロジェクト	1,378,675	15
合 計	56,106,085	489



庄原地区地域審議会の様子

森林の土地所有者は届け出が必要です

森林の土地の所有者となった方は、市町村長への届け出が義務付けられています。

■対象者

個人・法人を問わず、売買や相続などにより森林の土地を新たに取得した方。

■届け出期間

土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市町

■森林の伐採も届け出を

森林の立木を伐採しようとするときは、事前の届け出が必要で

す。ただし、森林施業計画または森林経営計画に基づいた伐採の場合は、事後の届け出になります。

■対象となる森林

民有林(地域森林計画の対象森林)。ただし、保安林は除く。

■申請窓口・問い合わせ

林業振興課林業振興係(☎0824-73-1124) または各支所産業振興室・産業建設室まで。

村長に届け出てください。

■届け出事項

届け出者と前所有者の住所・氏名、所有者となった年月日、所有権移転の原因、土地の所在・面積、土地の用途など。

《添付書類》

①登記事項証明書または土地売買契約書など権利を取得したことが分かる書類の写し

②土地の位置を示す図面

※無届け、虚偽届け出には罰則があります。

※自己所有の森林でも届け出は必要です。

■届け出期間

伐採を始める90日前から30日前までの間。

※伐採をする方または伐採後の造林を行う方が異なる場合は、伐採する方と造林する権限を持つている方の両方で届け出て下さい。